

# 収容人員 300 人以上の特定防火対象物における 甲種防火管理再講習の受講期限について

収容人員が 300 人以上となる特定防火対象物の防火管理者（小規模テナント部分の防火管理者等を除く。）には、防火管理に関する最新の知識、技術の習得が必要とされることから、定期的に甲種防火管理再講習を受講することが求められます。

定められた期限内に再講習を受講していない防火管理者を選任している場合、当該防火対象物に適した防火管理者の資格を有していないとされ、当該防火対象物は防火管理者未選任として取り扱われることとなります。

## 1 甲種防火管理講習の区分

甲種防火管理講習は、次のア及びイの2種類に区分されます。

### ア 甲種防火管理【新規】講習

講習を初めて受講する者に対して行う講習

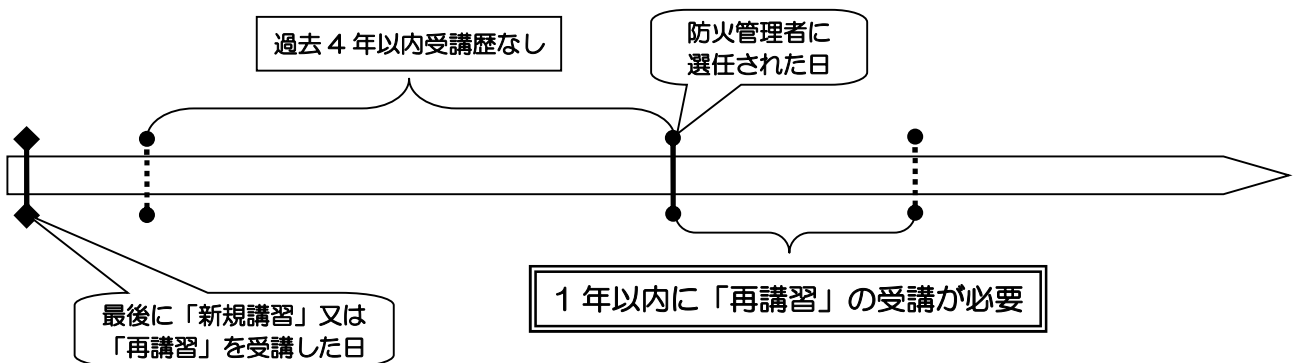
### イ 甲種防火管理【再】講習

新規講習受講後に、収容人員が 300 人以上となる特定防火対象物の防火管理者（小規模テナント部分の防火管理者等を除く。）に対して行う講習

## 2 再講習の受講期限

(1) 選任日が講習修了日から4年を超えている場合。

選任日から1年以内。



(2) 選任日が講習修了日から4年以内である場合。

最終受講日から直近最初の4月1日から起算し、5年以内。

